

統一信託法典について

デービッド・イングリッシュ

(訳 樋口範雄)

目次

- I はじめに
- II UTC 制定の背景
 - 1. UTC 起草過程への参加者
 - 2. UTC 起草の理由
 - 3. 関連する統一州法
 - 4. リステイトメントとの関係
 - 5. 判例法 (Common Law) との関係
- III UTC の概要と特に重要な論点
 - 1. UTC の適用対象
 - 2. UTC の構成
 - 3. 判例法の変更
 - 4. 任意規定としての性格と、例外的に強行規定とされる条項の明示
 - 5. 信託の主たる管理地
 - 6. 受益者代表制度と和解による紛争解決
 - 7. 信託の変更と終了
 - 8. 可及的近似則 (シープレー原則)
 - 9. 浪費者信託条項と受益者の債権者
 - 10. 撤回可能信託
 - 11. 受託者の解任
 - 12. 情報提供義務
 - 13. 第三者との取引
- IV 立法の限界と UTC の将来

I はじめに

統一信託法典 (The Uniform Trust Code, 以下, UTC という) は, 2000年8月に統一州法委員全国会議で承認され, 信託法の包括的統一法典をアメリカの各州に提供する最初の一步を記した。本報告では, UTC とその多くの条文が制定された理由を説明する。条文自体, さらにそれらに付されたコメントは, 委員会のウェブサイト www.nccusl.org にアクセスすれば容易に入手できる。UTC は2002年にカンザス州, 2003年にアリゾナ州, ネブラスカ州, ニュー・メキシコ州, ワイオミング州で採択され, さらに2004年中にミズーリやニュー・ハンプシャーなどいくつかの州で追随することが予想されている。その他, 現在, 州弁護士会その他の機関で検討しているところも20以上にのぼる。

なお, 本報告につきさらに詳細に論じたものとして, David M. English, *Uniform Trust Code (2000): Significant Provisions and Policy Issues*, 67 Mo. L. Rev. 143 (2002) がある。

II UTC 制定の背景

1. UTC 起草過程への参加者

UTC は, 公式には, 統一州法委員からなる委員会で起草される。これらの委員は, 各州の知事または議会によって任命される。主任起草者の役割は, 日常的なレベルで起草委員会の決定を促しさまざまな草案を準備することである。起草委員会には多くの助言者がおり, その大半は, 毎年2回の起草委員会に出席する。UTC の場合, アメリカ弁護士会およびその「不動産・遺言検認および信託部会」からの助言者3名と, アメリカ信託および遺産専門弁護士会, 高齢者法専門弁護士会, およびアメリカ銀行協会からそれぞれの立場を代表する助言者が出席していた。

2. UTC 起草の理由

UTC 起草の原動力は、近年、アメリカにおいて信託の利用が格段に増加したことである。信託の利用が増加し、必然的に信託をめぐる法律上の疑問や問題が日々生じた結果、多くの州で信託に関する判例法が少ないことと、同様に数少ない制定法と判例の内容上のギャップが統一州法委員会の目にとまることになった。また、従来作成されてきた信託に関する統一州法案が、数こそ多いものの、それぞれ断片的なものだということも明らかになった。統一プルーデント・インベスター法や元本と収益に関する統一州法のように特別な例外を除けば、多くの州における信託法の法源は信託法リステイトメントであり、スコットとボガートによる大部の概説書である。これらは、実務的な問題の多くを扱っておらず、扱っている場合でも不十分な指針しか与えない場合がある。UTC は、それを採択し制定することにより、それぞれの州に、明確な信託法のルールと容易に利用できる法源を提供する。さらに、UTC の大半は従来の判例法（コモン・ロー）を条文化したものだが、一部については重要な変更も行っている。

3. 関連する統一州法

既存の統一州法の中には信託やそれに関連する事項を扱うものが少なからずあるが、これらはいずれも信託法を包括的に取り扱うものではなかった。これらの小さな統一州法の一定部分は UTC に吸収した。その中で最も重要なものは1994年の統一プルーデント・インベスター法であり、すでに42州で採択済みだった。これは1992年の信託法第三次リステイトメント（プルーデント・インベスター・ルール）を制定法の形にしたものであり、信託財産の管理および投資運用につき受託者の責任ルールを明確化した。UTC では、受益者への分配の場面における受託者の義務に拡大して規定することにした。ただし、統一プルーデント・インベスター法の重要性と、それがすでに多くの州で受け入れられていることに鑑み、UTC では、その部分については修正しないでそのまま吸収することにした。

UTC がこれまでの統一州法に取って代わったものとしては、統一遺言検認法典第7編 (Article VII of the Uniform Probate Code), 統一受託者権限法 (Uniform Trustee Powers Act (1964)), 統一信託法 (Uniform Trusts Act (1937)) がある。逆に、信託に関連する問題を扱うが、UTC がふれることなく今でも独立に各州で採択可能なものとして、統一共同信託基金法 (Uniform Common Trust Fund Act), 統一監護信託法 (Uniform Custodial Trust Act (1987)), 公益団体による基金運用に関する統一州法 (Uniform Management of Institutional Funds Act (1972)), 元本と収益に関する統一州法 (Uniform Principal and Income Act (1997)), 永久拘束禁止則に関する統一州法 (Uniform Statutory Rule Against Perpetuities) および信託財産への遺贈に関する統一州法 (Uniform Testamentary Additions to Trusts Act) がある。

4. リステイトメントとの関係

リステイトメントは、アメリカ法律協会 (American Law Institute) が作成しそこで承認されるものだが、統一州法と同様の積極的な役割を果たしている。リステイトメントとは、ある特定の分野の判例法を1つにまとめて要約した以上のものであり、むしろ裁判所の異なる判断が示されている場合に、よりよい法は何かを示そうとする。希望としては、異なる州の裁判所がリステイトメントを主たる決定指針として依拠することにより、やがては統一的な判断基準に従うだろうという期待があって事業が継続している。

信託法第二次リステイトメントがアメリカ法律協会に承認されたのは1957年である。1980年代後半から第三次リステイトメントを作ろうとする作業が開始された。プルーデント・インベスター・ルールなど投資運用に関する問題については1990年に作業が完了し同じ年に承認を受けた。信託の設定や有効性に関するルールは1996年に承認され、受託者の地位や信託目的、浪費者信託条項、さらに債権者の権利に関する部分は1999年に承認された。信託の終了変更に関する部分は、2001年に承認済みである。

UTC の起草は、信託法リステイトメントの改訂と緊密に連携して行った。UTC の条項の過半数とまで行かないまでも、その相当部分は、リステイトメントを法典化したものだといっても間違いではない。それより重要性は劣るもののお影響を受けたものとして、財産法リステイトメントのうち、遺言その他の贈与型譲渡に関する部分の改訂作業との連携がある。この部分は、生前および死亡時における財産の自発的譲渡に関する法の大半を扱う。他のリステイトメントで、文書の解釈に関する条項も、それが遺言であれ、生前信託その他の検認手続にかからない譲渡の場合であれ、関連性がある。

リステイトメントは制定法ではない。ある州の裁判所が採用するまでは、裁判所も自由に別のルールを採用することができるし、そのようなケースも実際に少なくない。これとは対照的に、統一州法は、いったん採択されれば、裁判の場合はもちろん裁判所外でも信頼できる行為規範となるし、当該州の市民にとって容易にアクセスできる形態の法となる。したがって、UTC は重要な教育的機能を果たす。多くの州の弁護士にとっては、初めて信託に関する自分の州の法を実際に判断できことになる。さらに、相対的に見てリステイトメントが裁量を認める指針であるのに対し、UTC のような法律が対処してルールを明確にすべき論点も数多く存在する。

5. 判例法 (Common Law) との関係

UTC はすべてをカバーするものではなく、信託に関する判例法によって補充される。この判例法にはエクイティの諸原則を含む。UTC 106条を参照されたい。判例法がどのようなものかを見るに最も便利で完成度の高いものは、信託法リステイトメントである。信託の判例法はいつも変わらぬ静止的なものではなく、裁判所が不断に発展させてきた常に新しい存在であり、裁判所はその権限を行使して、法を新たな状況と変化する条件に適合させている。裁判所の権限には、伝統的に広範なエクイティの裁判管轄権を含み、これについてはUTC も制限するすべを持たない。UTC の条項にはコメントが付けられていて、他の統一州

法の場合と同様に、解釈指針として用いられる。

Ⅲ UTC の概要と特に重要な論点

1. UTC の適用対象

UTC が規律しているのは明示信託に関する法である。これは委託者が、生前に財産を受託者に移転するか、自らが受託者になると宣言するか、または死亡時点で信託を設定するとの意思を遺言中に明示することによって設定する。信託の設定後、受託者は受益者のために財産を保有することになる。復帰信託や擬制信託は裁判所によって課される救済方法であるから、これとは区別しなければならない。

アメリカでは、信託は、個人の財産処分計画（相続対策）の一方法として最もよく知られている。設定されるのは、遺産税や贈与税を節税する目的の場合が多い。未成年者や障害を持った成人の利益のために財産を管理する手段として用いられる。配偶者が活着している間、その配偶者に利益を与え、配偶者死後は確実に財産が子どもたちに渡るようなスキームとして利用される。実際には、アメリカでは、商事目的で設定される信託の保有する財産の方が、金額的には家族の間での贈与を管理するための信託で移転する財産よりはるかに多い。商事取引で信託利用される手法の例には、年金基金や集合投資のためのミューチュアル・ファンド、会社の債務支払を担保するための信託などがある。この点については、John H. Langbein, *The Secret Life of the Trust: The Trust as an Instrument of Commerce*, 107 YALE L.J. 165, 168-74 (1997)を参照されたい。UTC は、商事信託を特に対象とするものではないが、それらへの適用を排除するものでもない。商事信託がUTCに服する範囲や程度は、信託のタイプや当該信託が設定される根拠となった法によって変わってくる。たとえその商事信託が他の制定法の排他的適用を受ける場合でも、裁判所が解釈指針としてUTCを参照するのを妨げることはできない。

2. UTC の構成

UTC の対象の広さはその構成を見ればわかる。全11編で構成される UTC の第1編は、定義規定の他に、信託証書にUTCの規定を覆す効力を認めること(105条)、準拠法選択の有効性やそれがない場合の準拠法を定める規定(107条)、さらに信託の主たる管理地を別の州に移す手続を定める規定(108条)を含む。第2編では、信託に関する裁判手続のうち最低限必要なものを定める。たとえば、信託の管理に介入する裁判管轄権を定める規定(201条)、受託者および受益者に対する人的裁判管轄権を定める規定(202条)、事物管轄権をもつ裁判所につきそれぞれの州で指定することを認める規定(203条)、そして土地管轄を定める規定(204条)である。このように裁判手続につき最低限の規定しかおかなかったのは意図的なものであり、起草委員会では、裁判管轄権や裁判手続に関する問題の大半は、民事訴訟規則など他の法に委ねるのがよいとの結論になったからである。UTCに挿入されたこれらの規定ですら、各州の状況によって修正を加えることがありうる。たとえば、土地管轄に関してさまざまな選択肢を用意しているが、これは州の一般的な土地管轄の定め反する可能性もある。事物管轄に関する規定にしても、信託につき衡平法裁判所のような1つの裁判所が専属の裁判管轄権を有するような州を念頭において作られたものである。

第3編から第7編までで取り扱われている問題は、後にやや詳しく説明する。第3編は受益者に関する代表制度という重要な問題を扱う。実質的代表や受託者による代表など、後見人など特定の受益者以外の人受益者に代わって通知を受領し同意を与える場合を規定する。

第4編は、UTCのなかで最初に信託の実体法的側面を扱うものであり、ここでは信託の設定、変更、および終了に関する要件が取り上げられている。設定に関する条項(401条から409条)は、概ね伝統的な法理に従ったものだが、変更・終了に関する規定は、現行法のルールを緩和したものである(410条から417条)。第5編は浪費者信託条項と債権者の関係を扱う。この場合の債権者は、委託者の債権者と受益者の債権者の両方である。第6編は撤回可能信託に関し問題となるルールを定め

る。そのための能力 (601条), 撤回および変更の手續 (602条), それを争うための時効 (出訴期限) などである (604条)。

第7編では, 受託者の地位につき, 信託証書に特に定めがない場合に適用される手續ルールを規定する。たとえば, 受託者としての職務の引受 (701条), 共同受託者の権利および義務 (703条), 辞任する場合の手續 (705条), 解任事由 (706条), 後任受託者の選任手續 (704条), そして受託者の報酬 (708条) などである。

第8編は, 受託者の義務および権限を列挙する。受託者の管理権限に関する規定 (816条) は, 統一受託者権限法を現代化したものであり, 環境問題に対処する権限など, 今日問題となっている事柄も含む。法律でこれらの権限を列挙していることは, 受託者が当該取引の権限を有しているかにつき第三者がもつ懸念を軽減する。これら列挙された諸権限は, 合理的な注意をもって行動する義務 (804条) と同様に, 統一プルーデント・インベスター法に適合するよう配慮して起草された。統一プルーデント・インベスター法は, 信託財産の管理運用についての受託者の責任を定めている。UTC はこれを拡大し, 受益者に対する分配の側面における義務にまで及ぼした。したがって, 統一プルーデント・インベスター法を吸収した第9編は, 第8編とうまく対応する形になっている。第9編は, すでに統一プルーデント・インベスター法を採択した州が UTC を採択する際に問題を生じないような仕組みを提供している。先に述べたように, プルーデント・インベスター法は信託財産の管理運用に関する受託者の責任を定める。UTC はそれを拡大し, 受益者への利益分配の場面における受託者の義務を明記した。

第10編は, 信託違反の場合の受託者の責任と, 受益者以外の第三者との取引に関する問題を扱う。受益者の権利として, 第10編は次のような規定をおく。

- イ) 信託違反に対する救済方法のリスト (1001条)
- ロ) 損害賠償の算定基準 (1002条)
- ハ) 信託に関する裁判手續について, 裁判所が, 正義と衡平上の観点から正当化される場合に, 受託者, 信託財産, それに場合によっ

ては受益者に対し弁護士費用の負担を命ずる権限（1004条）

- 二) 受託者の利用できる一定の抗弁，たとえば信託違反の訴訟に関する出訴期限（1005条）や免責条項の有効性に関する規定（1008条）。

第三者との取引の関連では，UTCは受託者および第三者の両方に対し，信託に関係ない取引を行う場合と同様に積極的に商事的取引を行うよう奨励する立場をとった。規定されているのは，受託者の個人としての契約責任，不法行為責任，さらに善意有償取得者の権利である（1010条から1012条）。信託の内容に関する秘密を守るため，受託者が信託証明書によってその権限を証明し，第三者に信託証書全部のコピーを示す必要をなくする手続も規定した（1013条）。

第11編では，既存の信託へのUTCの適用問題が扱われている。その意図は合衆国憲法による制限に反しない限り，UTCを可能な限り広く適用しようということである。その結果，UTCは発効日以後に設定される信託ばかりでなく，すでに存在する信託にも適用されることになった（1106条）。

3. 判例法の変更

UTCは信託のこれまでの判例法を大幅に変更しているわけでもなく，逆にそれをただそのまま条文化したものでもない。下記に示すのは，多くの州で判例法とされているルールに変更を加えたもののうち特に重要な点である。これらは，州がUTCを採択するか否かを検討する際に，最も多く議論される部分でもある。それらは以下の10項目である。

- ① 任意規定性を定める105条
- ② 主たる財産管理地を定める108条
- ③ 代表制度および和解に関する111条と第3編
- ④ 信託の変更・終了を定める410条ないし417条
- ⑤ シープレー原則を定める413条
- ⑥ 浪費者信託条項と受益者の債権者の関係を規律する第5編

- ⑦ 撤回可能信託に関する第6編
- ⑧ 受託者の解任を定める706条
- ⑨ 受益者への情報提供義務を定める813条
- ⑩ 第三者との取引に関する1010条ないし1013条

4. 任意規定としての性格と、例外的に強行規定とされる条項の明示

アメリカ信託法の大半は、信託条項によって内容を変更できる性質のものである。UTCもその例外ではない。UTCのほとんどすべての条項は信託証書によって覆すことができる。しかしながら、UTC以前には、委託者の支配に服さず例外的に強行規定とされる原則を明記する試みはなかった。リステイトメントも、教科書の記述でも、さらに州議会もそのような試みをすることはなかった。UTCでは、強行規定が何かを105条に集めている。それは以下のようなものである。

- ① 信託設定要件
- ② 受託者と取引を行う第三者の権利
- ③ 受託者解任など一定の行動をとる裁判所の権限
- ④ UTCに定める理由に基づき信託を変更・終了する裁判所の権限
- ⑤ 誠実にかつ信託目的に従って行為し、受益者の利益のために信託を管理運用する受託者の義務
- ⑥ 25歳以上の受益者につき、信託の管理運用に関し、一般的に情報を伝える受託者の義務。

このうち最後の点につき、813条を議論する際、受益者への情報提供義務を委託者が放棄しておくことができるか否かは、UTCの条項の中で最も議論を呼んだものである。これについては後にまたふれる。これ以外の条項についてはほとんど異論がなかった。

5. 信託の主たる管理地

信託の主たる管理地を定めるのは、いくつかの理由で重要である。それによって、どの州の所得税が適用になるかが決まる場合がある。信託の管理に関し、どの裁判所が第一次的な裁判管轄権をもつかを決める

し、裁判を開始する土地管轄もこれによることになる。さらに、準拠法がどの州法になるかの決め手になる可能性も強い。

信託の管理が複雑になるにつれて、信託の主たる管理地の決定も難しくなった。共同受託者が異なる州にいることもあるし、法人受託者の信託担当役員がある州にいて、投資部門は別の州にあり、さらに管理施設はまた別の州にあることも珍しくない。また、受託者以外のさまざまな人、たとえば投資顧問や信託保護者（プロテクター）といわれる人も信託の管理に重要な役割を果たすようになった。事実関係が多様に過ぎて単純明快な基準を作ることはできないと判断し、UTC 起草者は、信託の主たる管理地を定義することをしなかった。ただし、108条は、それ以外の方法で、信託が特定の州にあることがわかるような仕組みを作った。

第1に、信託条項で主たる管理地を定めるなら、その定められた地が受託者の主たる営業地か、受託者がその州の住民であるか、または信託の管理の全部または一部がその州で行われている限り、その定めが有効でそれを覆すことはできないとした（a項）。

第2に、主たる管理地の定めのない信託の場合、UTCでは、信託の主たる管理地を他州であれ外国であれよそに移す手続を定めた。この手続は、管理地を移転したいという受託者の希望と、それによって受託者のサービスが薄くなることを恐れる受益者の異議とを比較衡量するものとなっている。管理地移転の提案は、信託の管理を容易にするものでなければならず、かつ受託者は少なくとも60日前に適格受益者に対し移転を通知しなければならない。通知に定める日までに適格受益者が誰も反対しなければ移転が行われる。だが、誰か異議申立てをすると、受託者は裁判所の命令を得る必要が出てくる。移転によって新受託者の選任を必要とするようなら、信託証書その他に基づく後任受託者の選任要件を移転前に満たす必要がある（b項からf項）。適格受益者とは、103条に定義するように、受益者の中で、すぐに実現しない残余権しかもたない受益者を排除した概念である。

6. 受益者代表制度と和解による紛争解決

UTCは信託の管理に関する問題をできるだけ裁判外で解決しようとしている。受益者への通知をするだけで多くの行動をすることが許されている。これらの行動には以下のようなものがある。

- ① 信託の主たる管理地を外国やアメリカ内の州から、あるいは外国やアメリカ内の州へ移転すること (108条)。
- ② 信託の併合および信託の分割 (417条)
- ③ 受託者の辞任 (705条)
- ④ 受託者の報告書の提出 (813条)
- ⑤ 利益分配に関する提案の通知 (817条)

その他の行動の中には、受益者の同意によってできるものがある。

- ① 後任受託者の選出 (704条)
- ② 責任を負う可能性のある事態につき受託者を免責する行為 (1009条)

しかしながら、受益者すべてへの通知やすべての受益者から同意を得ることは往々にして難しい。信託は通常何十年も継続する。アメリカの州の中では、理論上、信託が永久に継続するのを認める州が増えている。信託の受益者は未成年であったり、能力を欠く成人の場合が少なくない。将来の受益者に至ってはまだ生まれてさえいない。自ら代表できない受益者に通知したり同意を得るためには、それに代わる他の人が彼または彼女に代わって行為する権限をもつ必要がある。これが代表に関するルール機能である。代表という概念自体は新しいものではないが、UTCはこの問題に従来よりも丁寧に対処し、裁判外の行動についてもそれを利用可能にした。UTCでは、受託者（フィデュシャリー＝後見人や財産管理後見人、相続の際の人格代表者など。303条参照）による代表ばかりでなく、いわゆる実質的代表も認めた。後者は、未出生の子どものように代表者のいないケースで、問題となった事柄や争点につき、受益者として同様の利益をもつ別の受益者によって代表させるというものである (304条)。さらに、UTCは、遺言による一般的指名権の保有者に、被指名者となりうる者、指名しない場合の権利帰属者その

他指名権に服する人たちを代表し彼らに拘束力を及ぼす権限を認め(302条)、親に対しても、未成年や未出生の子どもを代表することを認めた(303条6号)。

UTCの定める代表制度は、そこに詳述されている事柄につき、受益者への通知や同意を得る目的で利用することができるほか、裁判上または裁判外の和解を図るためにも利用できる。裁判外の和解を定める規定は広範である。信託に関する問題なら何についても、当事者は裁判外の和解をすることができる(111条b項)。和解の合意には、裁判所が適切に承認することが可能な条項や条件ならどんな事柄も含めることができる(c項)。裁判外の和解で解決できる事柄には、信託条項の解釈や、受託者からの報告書や会計報告の承認、受託者に対し特定の行為をしないよう命ずること、受託者に必要もしくは望ましい権限を与えること、受託者の辞任や選任の承認、受託者の報酬の決定、信託の主たる管理地の移転、信託に関する行動についての受託者の責任問題などがある(d項)。

これら代表制度を定める条項によって、弁護士には多くの実際的問題を解決する手段が与えられることになったものの、実は何の考えもなしに利用することはできない。代表者と代表される者との間に利益相反がある場合、代表者への通知も代表者の同意も拘束力を持たないからである。利益相反の可能性がある場合には、弁護士は、代表されていない可能性のある受益者のために、裁判所に対し訴訟のための後見人(UTCではこれも代表という)を選任するよう要請すべきである。UTCでは、解決すべき事柄が裁判上の問題であると裁判外であるとを問わず、代表の選任を求めることができる。さらに、決定を下すにあたり、代表は、個々の家族で生存しているメンバーに生ずる一般的な家族としての利益を考慮に入れることができる(305条)。

7. 信託の変更と終了

長期間に及ぶ信託の利用が近年増加した結果、信託証書の定めによる方法以外では信託の終了や変更を制限する傾向の強い従来のルールにつ

いて、その問題性が明らかになり、より柔軟なルールへのニーズが高まってきた。UTCは、このニーズに応える一方で、信託法の基本的な目的が委託者の意思を実現するところにあるという原則を守る規定を定めた。この結果、法を一部緩和しながらも、他方で伝統的な法理に基づく部分を維持することになった。

1) 受益者による変更および終了

411条は、撤回不能信託につき、委託者および受益者が全員一致で合意すれば信託の終了・変更ができるとの伝統的法理を維持している（a項）。また、受益者が全員で合意し、かつ信託がもはや実質的目的（material purpose）を達成しない場合には、撤回不能信託の終了が認められるという伝統的法理を維持した。信託の変更が受益者限りでできるのは、その変更が信託の実質的目的に抵触しない場合に限られる（b項）。すべての受益者から同意を得るのが実行困難なケースでは、部分的な終了や変更を認める規定が置かれた（e項）。また、UTCの他の条項と同じく、伝統的な法理とは必ずしも一致しないものとして、第3編の代表制度を用いて終了に関する同意を得ることもできる。

411条によれば、受託者の同意は変更であれ終了であれ必要がない。ただし、受益者の行為が正当でないと判断した受託者は、変更・終了に異議を申し立てて訴える適格を有する。さらに、受益者は委託者の承認がなくとも撤回不能信託を終了できる場合があるが、委託者もまたこのような行動に異議を申し立てて出訴する適格をもつ（410条b項）。委託者の同意があると否とにかかわらず受益者によって信託が終了した場合、信託財産の処分は受益者の合意に従って行われる（411条d項）。

2) 予期しない事情を理由とする変更・終了

412条は、伝統的なエクイティ上の逸脱法理（裁判所に訴えて、信託条項からの逸脱を認める法理）を再確認し、さらにその範囲を拡大したものである。裁判所は、この法理を適用し、（従来から認められてきた）信託財産の管理運用条項ばかりでなく、受益者への分配条項についても変更することができる。変更・終了を命ずる前に、裁判所は、委託者が予想しなかった事情が存在することと変更・終了が信託の目的を促

進するということを認定しなければならない（a項）。

予期しない事情のあるなしにかかわらず，裁判所は，このままの信託条項により信託を継続させることが実際的でなく，無駄であり，または信託の管理運用を阻害するようなら（impracticable, wasteful, or impair the trust's administration），管理運用条項を変更することができる（b項）。信託の終了に際し，受託者は，信託目的と適合するように信託財産を分配しなければならない（c項）。

3) 不経済な信託

414条は信託の規模にかかわらず，裁判所に，不経済な信託を終了する権限を認め，受託者には，裁判所の承認がなくとも，5万ドル以下の信託財産しかない信託につき，終了権限を認めた（a項）。このような理由で信託を終了するためには，裁判所や受託者は，信託財産の価額が信託の管理運用費用から見て正当化できない程度であると判断しなければならない（b項）。この場合の終了時には，受託者は，信託目的と適合するように信託財産を分配しなければならない。5万ドルという数字が括弧付きになっているのは，それぞれの州によってこの額を変更する自由があることを明確に示すためである。2003年にUTCを採択した6州のうち，4州はこれを10万ドルに増額し，1州はさらに上の15万ドルにした。

4) 信託証書訂正命令

財産法リステイトメント（遺言その他の贈与型譲渡に関する部分）12.1条と適合するように，415条は，文書訂正命令（Reformation）に関する法理が生前信託ばかりでなく遺言信託にも適用されることを明確にした。さらに，この法理は，当初の錯誤による信託条項に不明確なところが何もないものであったとしても，事実に関する錯誤ばかりでなく法に関する錯誤を訂正するためにも利用できる。錯誤は，表示部分であれ，表示を誘発する原因となった部分にあった場合でもよいが，いずれにせよ，明白かつ説得力ある証拠（clear and convincing evidence）によって錯誤の存在を立証する必要がある。

5) 委託者による税制上の目的を達成するための変更

財産法リステイトメント（遺言その他の贈与型譲渡に関する部分）12.2条と歩調を合わせて、416条では、委託者が想定した税制上の目的を達成するため信託を変更する権限につき、裁判所の権限を拡大した。この場合、裁判所は、委託者の意思と思われるものに反しない限り、いかなる形でも信託の変更ができる。さらに、この変更に遡及的効力を与えることもできる。このように広範な権限の行使を認めたのは、ある特定のタイプの節税目的がたいていの場合で十分に明白であるから適切だという理由による。第4編の他の条項も、それらが適用可能な場合には、税制上の理由で信託を変更するために利用することができる。

6) 信託の併合および分割

多くの州法に倣って、417条では、裁判所の承認がなくとも、受託者に信託を併合・分割することを認めた。併合・分割の結果生ずる信託は、従前のものとまったく同じ条項である必要はないが、併合・分割によって受益者の権利を害したり、信託目的の達成に悪影響を及ぼすことはできない。信託の併合・分割を行う前に、受託者には、適格受益者に対し併合・分割につき通知をしなければならない。

8. 可及的近似則（シープレー原則）

公益信託の場合、公益目的がなければならない。この概念は、そもそもイギリスの1601年公益ユース法によって作られ、その後の社会変化に伴い発展してきたものである。公益目的が達成不能になった場合にどうすべきかに関する法理も同様に発展してきた。裁判所は *cy pres* というラテン語で知られる法理を適用して、委託者の公益目的をよりよく達成するために贈与のあり方を変更する。ただし、委託者の公益目的が一般的というより、特定のものとみなされると、伝統的な法理によれば公益信託は終了し、委託者またはその承継人に返還されることになった。

UTCはこの法理を緩和し、通常の委託者の意図を実現しやすいようにした。第1に、413条a項は、シープレー法理を適用する裁判所の権限を拡大した。委託者の公益目的をより効率的に実現すべく、裁判所が同法理を適用できる場合を、当初の計画が不可能または違法になった場

合ばかりでなく、實際上困難になったケースや無駄の多い状態になったケースでも認めることにした。第2に、413条a項により、委託者には一般的な公益の意図があると推定することにした。シープレー法理を適用する際に、信託条項で明確に定めている場合でなければ、裁判所は信託財産を非公益団体に移転してはならない。そのような処理を避けて、信託条項を変更し、委託者の公益目的に適合するように信託財産を分配しなければならない。

9. 浪費者信託条項と受益者の債権者

浪費者信託条項 (Spendthrift Provisions) は、それが有効とされた場合、受益者の債権者や受益権の譲受人が受益権に対し差し押さえすることを禁じ、彼らからの差し押さえを排除する。浪費者信託条項は、信託の発祥地であるイギリスでは認められていないし、アメリカにおいても限られた効用しか持たない。浪費者信託条項は受益者に対し完全な保護を与えるものではなく、限られた保護しか与えないものである。受益者に利益の分配がなされるやいなや、債権者や譲受人はそれにかかってくることができるからである。さらに、信託に残されたファンドですら常に保護されるわけでもない。浪費者信託条項には多くの例外が認められており、これらの例外は、債権者のタイプ、受益者の種類、債権の請求がいつなされたかによってさまざまに決められている。

UTCの規定のうち、浪費者信託条項および受益者の債権者がもつ権利の問題は、最も広く議論された論点だった。しかし、結果はどうなったかといえば、大部分、標準的なアメリカの法理に従ったものとなった。

たとえば、信託は、浪費者信託だと明示しない限り、浪費者信託とされない。起草者は、信託証書でそうでないと明示しない限りすべての信託は浪費者信託となるという提案を拒絶した。さらに、受益者の債権者の請求が制約されるのは、受益者が受益権を譲渡することも禁じられる場合に限るとした (502条a項)。起草委員会では、受益者が自ら受益権を譲渡するのはよくて、債権者が支払を求めて受益権にかかるのだけを

禁ずるのは、公序に照らして望ましくないと結論した。もっとも、浪費者信託条項が有効であるためには、受益権に関する自発的な移転と強制的な移転の両方を禁じなければならないとする UTC の要件の下でも、委託者は、實際上、予め受益者に指名権を認めることにより、受益権の譲渡権限を与えることができる。

また、起草委員会では、委託者が信託を設定し、受益権を自らのためにも留保し、しかも自らの債権者に信託への追及を全く否定するのは、公序の観点からして望ましくないと結論になった。そこで、UTC はアラスカ州やデラウェア州、さらにもっと最近ではネバダ州、ロードアイランド州、ユタ州の立法でとられたアプローチをとらないことにした。これらの州では、委託者が受益者となる場合でも、委託者の債権者の請求から受益権が隔離されるのを許していた。UTC の下では、委託者の債権者は、委託者がもつ受益権に完全にかかっていることができる (505条 a 項 2 号)。

UTC 起草の際に特に問題となった事柄は、どのようなタイプの債権者を浪費者信託条項の効果の及ばない例外とするかである。例外を定めるにあたり、起草委員会では、個別の債権者類型から 1 つ 1 つ論ずることは避けて、信託法第二次リステイトメント 157 条および第三次リステイトメント 59 条に列挙されている例外に注目した。この 2 つのリステイトメントと多くの州の信託制定法、さらに関連する連邦破産法 532 条 a 項 5 号やエリサ法 206 条 d 項 3 号では、債権者が裁判所判決を得て、子どもの扶養費や配偶者の扶養費、さらに前配偶者への扶養料を取り立てる場合は、浪費者信託条項に優先すると定めている。このような事情と、扶養に関する法的義務がきちんと履行されることの重要性という公序の観点から、起草委員会は、浪費者信託条項も裁判所による扶養命令を得た子どもや配偶者・前配偶者の扶養料債権を妨げることはできないという結論に達した (503 条 b 項)。

また UTC は、政府機関からの請求に関し、州法や連邦法で規定されている限り、浪費者信託条項の例外とすると定めた (c 項)。これは、たとえば州が支払った入院費の求償権など、受益権にかかっているか

否かは、当該州法の定めに従うという趣旨である。リステイトメントと異なり、UTCでは、受益者が生活上の必需品を購入した場合の債権につき、浪費者信託条項の例外としなかった。この種の請求のほとんどは、州が入院費その他の求償を行う場合であり、前記の例外事項で処理する方が賢明だと判断したからである。ただし、受益権の保存や保護のためのサービスを提供した判決債権者については、その支払請求につき受益権の差し押さえも可能だと明記した（b項）。

もともと、浪費者信託条項からの例外が認められたことは、ただちに受益者の債権者による取立ができることを必ずしも意味しない。信託が裁量信託であったり、扶養のための信託である場合、たいてい債権者からの受益権差し押さえは排除される。UTCは、裁量信託と扶養信託の区別を廃止した。この2つの区分は多くの場合曖昧だからである。受益者の債権者は、裁量権が利益分配の基準につき定められていると否とを問わず、さらに裁量権が濫用されている場合であっても、取立をすることができない（504条）。唯一の例外は、子どもの扶養や前配偶者への扶養料で、これは重要な社会的利益が関係していると考えられているからである。受託者が分配基準に反しているか、裁量権を濫用している場合には、裁判所は受託者に対しそれによる不足額を、扶養料支払いを命ずる判決債権を満たすため支払うよう命ずることができる。その場合、当該状況に照らしてエクイティ（衡平）上適切と考えられる額を支払うよう命ずることになるが、受託者の違反のない場合に求められる最大限の額を超える支払いを命ずることはできない（504条c項）。

10. 撤回可能信託

撤回可能信託（Revocable Trust）は、今日のアメリカで最も一般的な信託である。アメリカの撤回可能信託はたいてい遺言代替方法として利用されている。相続に伴う遺言検認のプロセスを避けるために、委託者は自分の財産のすべてまたは一部を信託にする。これらの財産は、委託者の死亡と同時に信託証書の定めに従って処分される。典型的な形としては、信託は信託宣言の形で設定され、（委託者である受託者から交

代する) 後任受託者は委託者の死亡または無能力になった時点で受託者に就任する。

撤回可能信託がこれだけ用いられるようになったのは最近の現象であり、伝統的な信託法の大半が形成された後、何世紀どころか数十年しか経ていない現象であるため、判例法や州の制定法では適切に対処しきれない数多くの問題がある。UTC における撤回可能信託の条項は、これらのギャップの多くを埋めるばかりでなく、UTC の中でも最も重要かつ新しい条項の1つである。最大の変更点は、信託は撤回不可能なものとする判例法の推定を覆したところにある。アメリカにおいて圧倒的とまではいえないにしても急増する撤回可能信託の利用を反映して、UTC は、カリフォルニア州、アイオワ州、モンタナ州、オクラホマ州、それにテキサス州に従い、信託条項に反対の趣旨を明らかにする文言がない限り、信託は撤回可能と定めた (602条)。弁護士が入って信託証書を起草すれば、通常、信託が撤回可能か撤回不能かを明記する。したがって、制定法で撤回可能信託と推定するといっても、実益があるのは、素人が自分で案文を起草する信託や、この分野になれていない弁護士が作成した信託証書による信託に限られる。これらの信託は、何ら定めがない場合、撤回可能だと意図している場合の方が多い。UTC が撤回可能の推定をおいたことは、ほとんどの州のルールを覆すことになるので、この推定は、UTC が採択され施行された日以降に設定された信託に限って適用があることにした (602条 a 項)。信託が撤回不能との意図が信託証書に表れていない場合、信託証書が委託者の意思と一致していないとして、裁判所は文書訂正命令を出すことができる (415条)。

UTC は、少なくとも委託者が生存中について、多くの点で撤回可能信託を遺言と機能上一緒のものと扱っている。判例法の傾向に従い、信託設定時に要求される委託者の能力は遺言をする能力と同じである。また遺言能力の基準は、信託の撤回、変更、信託財産の追加、その他受託者に指図する行為についても適用される (601条)。さらに、委託者に能力がある間は、委託者は信託について、ちょうど遺言者が遺言や自らの財産に対してもつと同じ支配権を有している。撤回可能信託でなけれ

ば受益者に対し行うべき通知も、委託者に対しなされるべきであり、受益者がもつ可能性のあるその他すべての権利も、委託者の排他的支配権の中にある。委託者は、受益者に代わって拘束力ある同意を行う権限があり、信託証書へのアクセスも同様に委託者の支配に服する（603条a項）。ちょうどまだ生存中の遺言者が作成した遺言の下で、その時点で受遺者となっている者が将来の遺贈につき情報を得る権利がないのと同様に、撤回可能信託の受益者にも同じことがいえる。ただし、UTCの下では、受益者に優越する委託者の権限は、委託者が能力を喪失した時点で終了する。その後の取扱いは、信託条項に別段の定めのない限り、受益者が受益者としての権利を主張できるようになる。

信託の撤回は遺言の撤回と基本的には異なる。遺言は死亡時まで効力を持たないので、遺言の撤回は既存の信認関係に影響を与えることはない。ところが信託の場合、撤回によってすでに存在する信認関係が終了するので、信託が撤回されたことを知らずに行動する受託者を保護する必要性が生ずる。また、受託者については、委託者の意思を誤って認識していたり、委託者からの非公式文書や連絡を撤回の実行と誤って解釈したりするリスクから受託者を保護する必要も出てくる。これらのリスクから受託者を守るために、信託証書の起草者は、通常、撤回可能信託の撤回は受託者に対し公式の撤回文書を受託者に交付することによってのみ行うことができるとの条項を挿入するのが普通である。裁判所の中には、そこで示されている形式の文書でない限り撤回を認めないとするところがある。しかし、形式を踏むのは、委託者の利益というより受託者の利益を主たる関心として強調されていると判断して、委託者の意思が明確である限り、その他の手段によって撤回するのを認める裁判所もある。

UTCは、委託者の意思を最大限実現し、同時に受託者を思いがけない責任から保護しようと努めた。受託者に撤回を通知して撤回するのはよき実務であるが、UTCは、このような通知を信託撤回の必須要件とはしなかった。さらに、委託者の明白な意思表示がある限り、それが信託条項で定める形式と合致しなくとも、委託者の意思を尊重する。ただ

し、受託者を保護するために、信託の撤回・変更について知るところなく受託者がとった行動について、受託者は免責される(602条g項)。

信託条項によって撤回は特定の方法でしか行えないと定めていない限り、UTCによれば、信託条項に定める方法に実質的に従う方法の他、委託者の撤回の意図が明白かつ説得力ある証拠によって示されるような方法ならいかなるものでも撤回は可能である。その例としては、たとえばその後の遺言作成や遺言補遺書の作成が含まれる(602条c項)。

またUTCでは、委託者が無能力になった場合に、それに代わって後見人、財産管理後見人、あるいは持続的代理権をもつ代理人がどの程度まで撤回権や信託変更権を有するかにつき規定した。ほとんどの撤回可能信託は、委託者の資産の管理を、その後選任された後見人や財産管理後見人ではなく受託者に委ねる意図で設定されているので、後見人等が自動的に信託撤回権を引き継ぐと考えるべきではない。後見人等はまず裁判所に許可を求めるのが適切であり、UTCもそれを要求している(602条f項)。同様に、委託者が撤回可能信託と持続的代理権の両方を設定した場合、代理権は信託に取って代わるものではなく、それを補充する意図で設定される場合が多い。この推定に基づき、UTCでは、委託者の代理人が撤回権や変更権を行使する場合、それは信託または代理権委任状で明示的に許された範囲に限定することにした(602条e項)。

遺言に関する争いは、通常、2種類の法律のいずれかによってもはや争えない状態となる。普通、遺言検認の通知を受けた時点から一定期間、たとえば2ヶ月から6ヶ月が経過すると、時効によって争えなくなる。さらに、多くの州では、遺言者の死亡時点から一定期間を経ると、遺言検認がなされたか否か、その通知がなされたか否かを問わず、除斥期間を定めて遺言について争えないとするところが多い。この場合、最もよく見られる期間は死後3年である。たとえば、統一遺産管理法典3-108条参照。撤回可能信託については、現在のところ、ほとんどの州はこれらの期間を定めていない。604条ではこの欠缺が埋められている。この条項の意図は、一方で異議申立期間として適切な期間を定めてその機会を保障するとともに、他方で委託者の死後できるだけ速やかに

信託財産の分配を行うのを可能にしようということである。異議申立をしようとする人は、委託者の死亡通知を受けた後120日以内か、または死後3年以内のいずれか早い時点までに、異議を申し立てなければならない。通知を受け取らなかった人にとって、3年という期間は、自らが信託によって影響を受ける利益を有しているか否かを判断するに十分な期間である。ただし、この期間の数字は括弧に入れられており、州によって遺言に関する争いに関する法律と比較して適当な数字を入れられるようになっている。さらに、信託財産の迅速な処分を奨励するべく、異議申立がなされたこと、あるいはこれからなされるであろうことを知らなかった受託者は、異議申立の許される期間が満了する前に信託財産の分配を行っても免責される(604条b項)。この場合の責任は分配を受けた者にかかっていくほかない(604条c項)。

11. 受託者の解任

多くの州で、受託者を解任できるのは信託違反その他の不当な行為があった場合に限られてきた。この基準は、委託者が当該受託者を選任したところに重要な意義を認めたことによる。信託証書は受託者の判断や裁量の行使に重きを置くのが典型であるから、受託者を選任する条項は信託の重要条項となり、簡単に変更できないものとなったのである。706条b項は、この伝統的法理に従い、受託者の解任事由を非行その他の欠格事由とした。その例としては、重大な信託違反、不適格、任務を果たそうとしないこと、あるいはずっと継続的に職務を効率的に果たせないことがある。また、共同受託者間で協力関係が築けず信託の管理に相当の不都合が生じている場合にも解任される。重大な信託違反や共同受託者間の非協力を理由とする解任は、これ以上の事実の認定を必要としない。不適格や任務を果たす意欲を見せないこと、継続的に効率的な職務執行ができないでいることの場合には、裁判所による解任が受益者の利益に最も適うものだとの認定を必要とする。この場合の「受益者の利益」とは、103条に定義されているように、信託条項で定められてい

る受益者の権利という意味である。

だが、UTCの起草者の間では、委託者と受託者間の個人的な結びつきが消滅している場合、非行行為をおかしたか完全に不適合かとは無関係に、特定の受託者が信託にとって適切か否かにもっと注意を向けるべきだという結論になった。そこで、706条b項では、相当の事情変更があったか否かや、適格受益者の全員一致で解任が求められているか否かも考慮してよいことにした。ただし、どちらの場合でも、当該受託者の選任が信託の重要目的ではなく、受託者の解任が受益者の利益に最も適うものであり、さらに適切な共同受託者または後任受託者が存在するという認定をしない限り、裁判所は受託者を解任してはならない。

12. 情報提供義務

信託の管理に関して合理的な情報を受益者に与える義務は受託者の根本的な義務である。というのは、情報を知らせてもらって初めて受益者は自らの利益を知り、その実現を図ることができるからである。813条はこの判例法上の義務を法典化したものであり、同時に詳細な規定を付け加えてこの義務の適用関係を明確にした。疑わしい場合には受益者に開示するのがよりよい法政策だというのがUTCの立場である。UTCにおいては、信託の管理に関し、適格受益者には合理的な情報提供をしておく一般的な義務が受託者にあることを明記すると同時に(813条a項)、個別の通知を行ういくつかの場合があることも定めた(b項, c項)。適格受益者以外の受益者は、特に請求すれば、受託者から情報を得ることができる。利益分配に与る可能性の最も強い受益者に対し情報開示することを強調することで、UTCは、受託者の説明責任の向上を図るとともに、きわめて遠い利益しかもたない人たちについて、彼らを発見し通知するという不当に重い負担を受託者に負わせないように配慮した。

受託者は、適格受益者に対し、自らが受託者の職務を引き受けたことと、受託者の報酬につき何らかの変更があった場合には通知しなければならない(b項)。受託者からの定期的な報告義務もある。受益者から

の権利放棄がない限り（d項）、少なくとも年に1度、信託財産の状況、債務の状況、受け取りや支払いの状況、さらに受託者の報酬の源泉と金額を含んだ報告書を送付しなければならない（c項）。また受託者は、いかなる受益者であれ情報請求があった場合には、当該状況に照らして請求が不合理である場合を除き、それに速やかに応じなければならない。それには、受益者に信託証書のコピーを送付することも含む（b項1号）。起草委員会では、信託証書の中のどの条項が受益者にとって重要かを受託者に判断させるというアプローチをとらなかった。何が重要かという受託者の判断と受益者サイドで重要と考えるものとは大きく異なる可能性があるからである。請求があった場合に信託証書全体の開示を義務づけるのは、最近の判例法とも一致している。たとえば参照、Taylor v. NationsBank Corp., 481 S.E.2d 358 (N.C. Ct. App.1997); Fletcher v. Fletcher, 480 S.E.2d 488 (Va. 1997)。ただし、UTCのほとんどの条項と同じく、予め信託証書で、信託証書全体のコピーを提供する義務を免除しておくことは問題ない。

UTC起草の際ばかりでなく、その採択後も最大の議論の焦点となったのは、委託者がこれらの開示義務をどの程度免除しておけるかである。個別の通知を定める規定のほとんどは免除可能である。強行規定として免除できないのは、25歳以上の適格受益者に対し、撤回不能信託の存在を知らせる義務、受託者が誰かを知らせる義務、そして受託者の報告書を受領する権利を知らせる義務である（105条b項8号）。年齢の制限なくすべての受益者について、受託者の報告書を請求する権利や、合理的に見て信託の管理に関連するその他の情報を請求する権利については、やはりそれに対応する受託者の義務を免除することはできない（105条b項9号）。言い換えれば、受益者が信託の存在を発見し情報を求めた場合、受託者は、当初はその受益者に情報提供する義務を負っていない場合であっても、やはり請求に応ずる義務があるということである。

これまでの段階では、UTCを採択しようとする州の中で、この免除条項を修正する動きがある。これに代わる案として、25歳という要件を

排除するかまたは年齢を下げることで、信託の存在を知らせる義務につきすべての受益者に拡大するか、少なくとも成人の受益者に拡げるというものがある。別の案としては、年齢に関わりなく、残余権者としての受益者（元本受益者）については、通知の義務を一切免除可能とするものがある。さらに別の案としては、受益者が情報を求めた場合ですら、委託者が受託者に命じて請求に応えず信託につき答えないようにする権利を留保させるものがある。

この情報提供義務の免除の問題は、委託者の意思の実現という目標と、受益者にその利益実現のため十分な情報を確保するという目標が直接ぶつかる場面である。結果として、どちらの側にとっても完全には満足できない妥協となっている。開示を制限する委託者の権限を制約しようというのは、新しいアイデアではない。信託法第二次リステイトメント173条コメントc（1959年）を参照されたい。だが、それを制定法の形で規定しようとする問題がより鋭く浮き彫りになったのである。

13. 第三者との取引

信託法の世界では、第三者とは、受託者および受益者以外の人を指す。彼らは信託財産を購入したり、信託に財産を売却したり、サービスを提供するなど受託者と取引を行う。受託者と第三者の間の取引に関する法は、相異なる2つの政策の妥協である。1つは、受益者を危険から保護したいという願いであり、いま1つは、取引を可能にする必要性があるということである。判例法は、ほとんどの信託が不動産から成り、商事取引が行われるのが通常とはいえない時代に形成されたので、受益者の保護に偏っていた。受託者は第三者との契約につき個人的に責任を負い、たとえ支出が適正な場合でも費用償還が否定される場合もあった。さらに、受託者に支払を行った第三者は、自らの過失の有無にかかわらず、受託者が横領した場合に責任をとらされる可能性があった。その結果、第三者は信託条項を精査し、受託者との取引では警戒第一にせざるをえなかった。第三者との取引は萎縮した。このようなりスクや制約なしに、他で取引が行える以上、何もわざわざ受託者と取引をする必

要はない。

この問題に関する UTC の条項は、第三者が他の商事取引を行う場合と同様のアプローチで受託者との間でも取引を可能にすべきだという考えに基づいている。その理由は、信託受益者は、従来の法による保護で大部分意味のない結果を得るよりも、自由な商事取引によって助けられる場合が多いことである。UTC によれば、受託者は、受託者として取引していることを示している限り、個人的に契約責任を負うことがない (1010条 a 項)。信託の管理運用に関する不法行為責任も、受託者が個人的に過失のある場合を除いて個人的な責任を負うことがない (b 項)。受託者は、パートナシップに参加している場合でも、一般のメンバーである限り、パートナシップの契約責任や不法行為責任に関し、個人的な責任から保護される (1011条)。受託者と取引を行った第三者は、その取引の際、誠実であり対価を支払っているケースでは、受託者の権限の範囲につき調査する義務を負わず、あたかも受託者が適切に行動している場合と同様に保護される (1012条)。最後に、信託の分配条項の秘密を守るため、受託者は、信託証書のコピーを相手方に示す代わりに、信託証明書を渡すことができる。信託証明書は、受託者が署名し、受託者の権限と当該取引に関連した信託証書の部分を記したものである。第三者は、それ以上調査することなく信託証明書に含まれる記述を信頼しても保護される (1013条)。

IV 立法の限界と UTC の将来

本報告では、UTC の構成とそれによる主要な変更点を説明してきた。主任起草者としては、これが50州すべてで制定されることを夢見ている。そうなれば、アメリカにおいて信託法につき1つの統一したアプローチがなされることになる。だが、立法でできることには限界がある。やがて年経るにつれて、法律は古くなりがちである。古くなった法律をアップデートするのは、初めに制定してもらう努力より、はるかに難しいことが多い。小さな改正は大きな興味を惹きにくく、他の問題が

立法府の優先順位を占めることになる。したがって、信託法の包括的な法典化は、時の試練に耐えねばならないと同時に、不断の改正を要求するようなものであってはならない。この法律は、裁判所によって発展するルールを加えるに十分なほど特定されているものの、事情変更によってすぐに古くなるほど詳細すぎるものであってはいけない。

これまでのところ、UTCは法としての効用と包括性の点に関する批判に十分応えたものであると自負している。起草者は、考えられる信託法の問題をすべて網羅して法典化したわけではない。すべての問題が立法化の対象になるかといえばそうではない。問題によってはまだあまりに新しく、妥当な解決方法が見えてこないものもある。あるいは、ルールを文章の形にしようとする、裁判所がそれを変化する状況に適合させようとした際に、厳格さが過剰になったり、不十分な裁量しか認めないものになったりする。起草者が法典化することにした問題についてすら、多くの場合、UTCはあらゆる可能性をすべて列挙するほど綿密になっているわけではない。起草者としては、綿密過ぎて早いうちに時代遅れになってしまうことよりも柔軟性や簡明さをよしとしたのである。その結果、UTCが、今後何十年もの間、信託法のモデルとして利用されることを心から希望している。